

平成28年5月15日

No.318

畜産会 経営情報

主な記事

- ① セミナー経営技術
畜産経営分析の基礎を学ぶ（第1回）
—経営成果の把握— 編集部
- ② 畜産学習室
畜産の経営継承にかかる税務
第3回 個人畜産農業者の生前の経営継承 森 剛 一
- ③ 行政の窓
畜特資金借入者指導事業の強化等について
(平成28年度畜産特別資金等に関する担当者会議、平成27年度畜産特別資金
融通事業に係る調査結果より) (公社)中央畜産会
- ④ お知らせ
各種補填金・交付金単価の公表について
- ⑤ あいであふアイデア
省力化のための自作餌寄せ機械について
道東あさひ農業協同組合 小島 友喜

公益社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2デューアイシービル9階
TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890
URL <http://jlja.lin.gr.jp/cali/manage/>
E-mail jlja@jlja.jp

セミナー 経営技術

畜産経営分析の基礎を学ぶ（第1回） —経営成果の把握—

編集部

はじめに

このコーナーでは、畜産経営支援協議会がこれまで作成した報告書の中から「早期改善のための畜産経営支援マニュアル」をもとに、畜産経営の経営分析の基礎である、①畜産経営の性格、②損益計算書の見方、③貸借対照表の見方、④経営分析、⑤損益分岐点分析について、数回にわたり解説します。

畜産経営の性格

畜産経営の経営分析のポイントに着目していくに当たって、まずは、畜産経営の性格について触れていきます。

1) 土地利用型畜産と施設型畜産

畜産経営は、大きく土地利用型畜産と施設型畜産に分けることができます。

①土地利用型畜産とは？

土地利用型畜産は、家畜の飼料の一部を自らの経営で生産します。飼料は濃厚飼料と粗飼料に分けることができますが、濃厚飼料は、わが国の場合、ほとんどが海外（主としてアメリカ）からのトウモロコシ輸入に依存しているのが実情です。

従って、飼料生産といっても、日本国内では粗飼料生産が中心です。

粗飼料を必要とする畜種は、酪農と肉用牛繁殖です。しかし、実際には、規模拡大に伴って、海外（主としてアメリカ）からの乾草や

ヘイキューブに依存する割合が高くなっています。

日本全体では、粗飼料の約8割を国内で自給し、2割を輸入に依存しています。

②施設型畜産とは？

それに対して、施設型畜産は粗飼料を生産しません。

このような畜種は、反芻作用をしない中小家畜（養豚、採卵鶏、ブロイラー）や肉用牛肥育が該当します。ただし、肉用牛肥育部門の場合、基本的には粗飼料を生産しませんが、稲わら等の粗飼料を給与する必要があり、稲わら等の収集が必要になってきます。

成果の部門把握

土地利用型畜産の場合、粗飼料生産部門と家畜飼養部門の2部門から構成されます。

しかし、多くの畜産経営では、両部門を一体として成果を捉え、部門計算まで行っているケースは少ない状況です。

なお、部門計算を行うには、共通費用の按分が必要になってきます。例えば、種苗費や肥料費は全額を粗飼料生産部門に、もと畜費や購入飼料費は全額を家畜飼養部門に含めることができますが、動力光熱費等は部門間の按分が必要になります。

2) 販売収入と所得

畜産経営では畜産物の販売が周年を通じて行われます。

従って、1年間に限られた時期しか収穫できない耕種経営と比較すると、資金の流入は安定しており、一見すると資金繰りは容易に見えます。

しかし、販売収入を所得と勘違いして家計費に回すと、経費が支払えずに損失につながるようになります。この損失が累積すると、負債が膨らみ、固定化負債になってしまいます。

また、畜産経営の場合、投資金額が大きく、どうしても借入金に依存せざるを得ません。借入に伴う利子の返済、元金の返済に留意する必要があります。従って、借入金の元利償還も考慮して、家計支出する必要があります。

所得は、図1のように、すでに借入金の利子が控除されています。この所得を家計支出にすべて費やしてしまい、手元に預貯金がないと、元金返済分がまた新たな借入につながります。利子を返済していれば、負債の総額は増えません。しかし、負債の借り換えは、長期借入金で短期借入金に置き換わることに留意する必要があります。

一般に、長期借入金よりも短期借入金の利

(図1) 所得と借入金元利償還に見合った家計支出



子率が高くなっていること、また、財務の安全性の面からも短期借入金の発生や増加はマイナスになっていることに留意する必要があります。

財務の安全性については、次号以降の「経営分析」で解説します。

*** 利子の中身 ***

利子の支払い、融資機関の証書貸付（長期資金・短期資金）に伴うものだけではなく、この他、営農勘定や組合員勘定取引に伴い発生する場合や、相手との契約内容によっては未払いや買掛けに伴っても発生します。

3) 価格変動のリスクと交易条件の悪化

さらに、畜産物価格の変動や近年の濃厚飼料価格の高値水準も経営を考えていく上で考慮にいれる必要があります。すなわち、経営の努力を超えた交易条件の悪化に直面した場合、所得は減少し、借入金の元金返済や家計費を賄えない事態も生じます。

*** 農業における「交易条件」の

言葉の意味 ***

「交易条件」とは、一般には、輸出品一単位と交換に入手できる輸入品の数量のことで、輸出物価指数を輸入物価指数で割った数値で表します。

農業にも交易条件があり、その場合には農産物の生産者価格と農業生産資材価格の関係を意味します。農産物生産者価格指数を農業生産資材価格指数で割って、100を

かけることによって求めることができ、生産者価格が高くなれば、「農業の交易条件が改善した」と言えます。

ここでは、肉用牛肥育における価格変動のリスクについて考えてみます。

なお、本稿では、枝肉価格を配合飼料価格で割ったものを交易条件指数と呼ぶことにします。この交易条件指数は、数値が大きいほど、肉用牛肥育部門にとって経済的に有利で、小さいほど、経済的に不利になっています。

表1は、肉用牛肥育部門の中でも去勢和牛（以下「和牛」）、交雑種去勢牛（以下「F₁」）の代表的な枝肉価格（それぞれA5、B3）と、配合飼料価格（肉用牛肥育用）の最近の動きをデータで示したものです。

平成13年9月10日に日本で初めてBSE感染牛が発見されたこともあり、平成13年度から14年度の枝肉価格は、平成12年度の数値に比べて低い水準になっています。特に、乳雄価格の下落が大きくなっています。

平成15年12月に、①日本で牛肉トレーサビリティ法が施行されるなど国産牛肉に対する消費者の信頼が回復したり、②米国でBSE感染牛が見つかり日本への米国産牛肉の輸入が停止されたりすることによって、平成16年度から18年度にかけて、枝肉価格は高い水準で推移していることが分かります。

一方、配合飼料価格は、平成14年度から20年度にかけて上昇傾向にあり、交易条件指数は、平成17年度をピークに低迷していることが分かります。

(表1) 肉用牛経営の交易条件の推移

	枝肉 価格 去勢牛 (A5) (円/kg)	枝肉 価格 交雑種牛 (B3) (円/kg)	配合 飼料 肉用牛 肥育用 (D) (円/kg)	交易条件 指 数 A/D	交易条件 指 数 B/D	備考
平成12年度	2,402	1,235	45.0	53.3	27.4	
平成13年度	2,182	753	46.5	47.0	16.2	9月10日：千葉県でBSE感染の確認
平成14年度	2,192	1,115	47.7	46.0	23.4	
平成15年度	2,346	1,260	48.6	48.3	25.9	12月1日：牛肉トレーサビリティ法施行 12月23日：米国でBSE感染の疑い 12月24日：米国産牛肉等の一時輸入停止措置 12月25日：米国でBSE感染の確定
平成16年度	2,370	1,419	51.6	45.9	27.5	
平成17年度	2,451	1,508	51.1	47.9	29.5	12月12日：米国産牛肉等の輸入停止措置の解除 1月20日：米国産牛肉等の輸入停止措置
平成18年度	2,478	1,439	53.3	46.5	27.0	7月27日：米国産牛肉等の輸入停止措置の解除
平成19年度	2,464	1,336	62.7	39.3	21.3	
平成20年度	2,318	1,217	69.9	33.2	17.4	
平成21年度	2,186	1,133	59.4	36.8	19.1	
平成22年度	2,087	1,198	57.8	36.1	20.7	4月20日：口蹄疫疑似患畜確認 8月27日：宮崎県 口蹄疫の終息宣言 3月11日：東日本大震災
平成23年度	2,005	1,072	61.7	32.5	17.4	
平成24年度	2,044	1,080	63.0	32.4	17.1	
平成25年度	1,885	1,201	67.1	28.1	17.9	
平成26年度	2,037	948	69.1	29.5	13.7	
平成27年度	2,446	1,153	69.3	35.3	16.6	

資料：農水省「食肉流通統計」、「農業物価指数」

注：枝肉価格は、東京市場。

さらに、平成23年に入ると、東日本大震災の発生、EUの金融危機、アメリカにおける失業率の上昇など世界的な景気低迷に直面している中での超円高基調が、景気低迷を引き起こすこととなります。

加えて、牛肉・稲わらからの暫定規制値を超えるセシウム検出も相まって、牛肉の需要の後退による枝肉価格の低迷により平成23年の交易条件指数は平成13年度水準以下に落ち込んでいます。また平成24年度以降は、配合飼料価格の高騰が続き、交易条件指数は大幅に落ち込んでいます。

4) 価格変動に対する補てん

そこで、農水省では、過去には肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン）、および肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業（補完マルキン）、平成22年度以降には、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン）を準備し

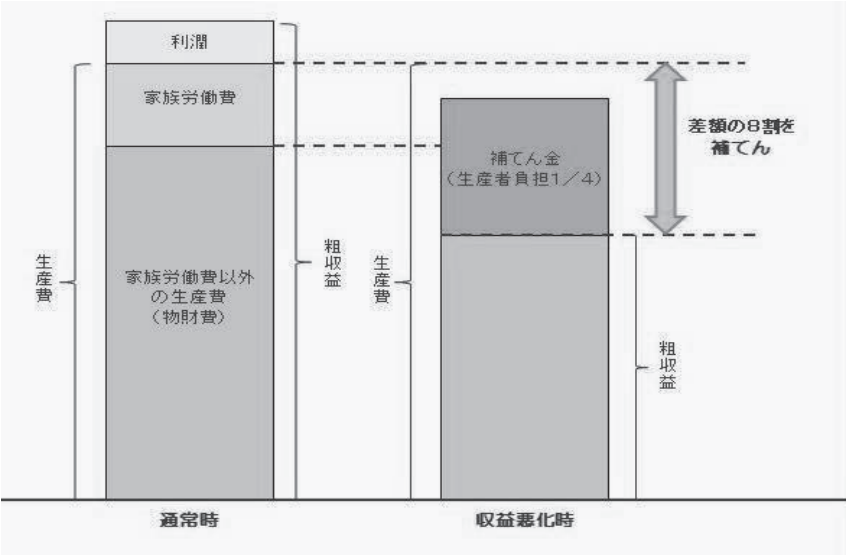
て、交易条件の悪化に直面している肉用牛肥育経営に対して、補てん金を支払っています。新マルキンの概略図は、図2の通りです。

また、補てん金の推移は、表2の通りです。表1の交易条件指数と対比してみれば、交易条件指数の良かった平成16年度から18年度にかけて、表2では補てん金が支払われていないことが分かります。

以上のように、日本の肉用牛肥育経営を取りまく交易条件は、極めて厳しいですが、マルキン、補完マルキンや新マルキンによるセーフティネットが働いていることが分かります。

図2からも分かるように、補てん金は、生産費と粗収益の差額の80%に留まっています。それ故、20%分は個々の経営の努力が求められているのです。この点を充分に考慮して、補てん金をボーナスと捉えず、あくまで

(図2) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン)の概略図



(資料：(独)農畜産業振興機構HPを引用)

(表2) マルキン・補完マルキン・新マルキンに係る補てん金単価

			マルキン・新マルキン			補完マルキン		
			(円/頭)					
年度	期	月	肉専用種	交雑種	乳用種	肉専用種	交雑種	乳用種
14	第4四半期	1~3	0	0	28,300			
	第1四半期	4~6	0	0	28,300			
	第2四半期	7~9	0	0	18,700			
	第3四半期	10~12	0	0	28,300			
15	第4四半期	1~3	0	0	0			
	第1四半期	4~6	0	0	0			
	第2四半期	7~9	0	0	0			
	第3四半期	10~12	0	0	0			
16	第4四半期	1~3	0	0	0			
	第1四半期	4~6	0	0	0			
	第2四半期	7~9	0	0	0			
	第3四半期	10~12	0	0	0			
17	第4四半期	1~3	0	0	0			
	第1四半期	4~6	0	0	0			
	第2四半期	7~9	0	0	0			
	第3四半期	10~12	0	0	0			
18	第4四半期	1~3	0	0	0			
	第1四半期	4~6	0	0	0			
	第2四半期	7~9	0	0	0			
	第3四半期	10~12	0	0	0			
19	第4四半期	1~3	0	0	0			
	第1四半期	4~6	0	0	4,400			
	第2四半期	7~9	0	6,900	22,700			
	第3四半期	10~12	0	29,500	22,700			
20	第4四半期	1~3	0	28,700	22,700			
	第1四半期	4~6	0	33,000	22,700	0	6,200	2,300
	第2四半期	7~9	36,700	33,000	22,700	0	34,400	19,000
	第3四半期	10~12	59,500	33,000	22,700	18,200	58,400	12,100
21	第4四半期	1~3	59,500	33,000	22,700	32,400	55,200	11,800
	第1四半期	4~6	59,500	33,000	22,700	43,500	40,700	14,700
	第2四半期	7~9	59,500	33,000	22,700	53,600	57,800	27,900
	第3四半期	10~12	59,500	33,000	22,700	27,400	53,300	19,500
22	第4四半期	1~3	59,500	33,000	22,700	9,800	33,500	20,800
	第1四半期	4~6	45,400	37,000	55,900			
	第2四半期	7~9	36,400	69,200	69,800			
	第3四半期	10~12	0	31,700	57,000			
23	第4四半期	1~3	0	35,600	55,300			
	第1四半期	4~6	33,200	51,300	49,600			
	第2四半期	7~9	74,200	99,400	59,300			
	第3四半期	8~9	83,800	89,000	57,500			
23	第4四半期	9	73,300	108,100	73,900			

も損失補てんの一部であることを認識する必要があります。

次号では、財務諸表(財務諸表(損益計算書・貸借対照表))の見方について解説します。

畜産学習室

畜産の経営継承にかかる税務

第3回 個人畜産農業者の生前の経営継承

農業経営コンサルタント・税理士 森 剛 一

個人畜産農業者の 生前の経営継承



経営継承には、相続と生前の事業承継とがあります。相続とは、人が死亡した場合に親族（配偶者や子など）が財産上の権利・義務を承継することをいいます（詳細は本誌No. 317を参照）。

親子間の経営継承を例にとると、相続の場合は、親の資産および負債を子が包括的に継承し、納税義務も継承します。このため、消費税について、相続があった年の基準期間（前々年）における被相続人（親）の課税売上高が1000万円を超える場合、相続があった年分の相続人（子）の納税義務は免除されません。

相続により取得した資産は、被相続人の取得価額及び取得日、耐用年数、未償却残高を引き継いで償却費の計算を行います。ただし、償却方法は引き継ぎませんので、被相続人に引き続き定率法を選定するにも相続人は改めて届出書を提出します。

これに対して、生前の事業承継の場合には事業譲渡をした親が廃業して子が開業する形式を採ります。継承者（子）は新規開業になるので、基準期間の課税売上高がありません。

このため、課税事業者を選択しない限り、開業した年は免税事業者となります。なお、農業者年金の受給などで、耕種農業と肉用牛経営を営む親が耕種農業のみを子に経営移譲した場合、農業者に該当しなくなって肉用牛免税の適用を受けられなくなるので、注意してください。

（1）贈与によるケースは届出書等を忘れずに

生前の事業承継は、棚卸資産について贈与する場合と売買する場合とに分けられます。贈与による場合であっても、棚卸資産以外の農業用財産は譲渡せずに貸すことができます。このため、土地や減価償却資産は使用貸借（無償）とするのが一般的です。不動産は、登記名義を変更するなど特に贈与したと認められるものを除いて、贈与はなかったものとされます（昭35直資15）。

不動産とは、土地、建物、建物付属設備、構築物などで、畜舎や堆肥舎などが含まれます。農業経営者が、親など生計を一にする親族名義の不動産を無償で事業の用に供している場合、親族名義の資産の固定資産税や減価償却費・除却損、資産取得資金の借入金の利息を必要経費にできます（所基通56-1）。

従って、貸借対照表や減価償却台帳に親族

名義の資産の取得価額や耐用年数、未償却残高をそのまま引き継いで計上します。

一方、不動産以外の農業用財産（動産）は、貸借しようとしても原則として贈与があったものとして取り扱われます。

動産には、棚卸資産のほか、農業機械や生物などの減価償却資産で搾乳牛や繁殖牛、繁殖豚などが含まれます。ただし、棚卸資産以外の動産で特に書面で贈与を留保する旨の申出があり、かつ、その申出のあった財産の価額を旧経営者を被相続人とする相続財産価額に算入することを了承したものについては贈与がなかったものとして取り扱われます（昭35直資15）。

このため、『不動産以外の農業用財産の贈与を留保する旨の申出書』（資猶34-A-4）という様式を提出して対応する方法があります。しかしながら、この様式は国税庁のホームページに掲載されておらず、税務署によってこの方法による農業用財産の貸借を認めていないケースもあります。

仮に贈与と認定された場合、贈与財産の価額の合計額が贈与税の基礎控除額の110万円を超えるときは、累進税率による贈与税が課税されます。

このような場合に相続時精算課税制度を選択すれば、非課税枠が拡大し、特別控除額の2500万円まで課税されません。

相続時精算課税制度とは、平成15年度税制改正により創設された制度で、贈与段階での課税について相続時の精算を前提にした概算払いと考え、贈与税を大幅に軽減したもので

す。贈与者が60歳以上（平成26年分以前は65歳以上）の親又は祖父母、受贈者は20歳以上の子（推定相続人）又は孫の場合が制度の対象となります。相続時精算課税制度と暦年課税のいずれを選択するかは受贈者が行い、特別控除額は複数年にわたって利用できます。贈与財産の価額の合計額が特別控除額の2500万円を上回る金額には、一律20%の税率による贈与税が課税されます。

（2）売買によるケースは消費税に注意

親の年齢が60歳未満で相続時精算課税制度を活用できない場合や相続時精算課税制度を適用しても肉用牛・肉豚など棚卸資産が多額で贈与税がかかる場合には、棚卸資産を親子間で（有償）売買する方が有利になることがあります。

棚卸資産が多額であっても、帳簿価格等の適正な時価によって親から子へ売買した場合には贈与税はかからず、また、売却益がなければ所得税もかかりません。

しかしながら、譲渡する側（親）が消費税の課税事業者の場合、事業継承に伴う資産の譲渡にも消費税がかかります。

一方で、資産を譲り受ける側（子）が消費税の課税事業者になれば、譲り受けた資産が課税仕入れとなるので仕入税額控除を受けることができ、課税仕入れが課税売上げを上回るときは消費税が還付になります。

ただし、相続の場合と異なり、消費税の納税義務を承継しないので、消費税の課税事業者となるには「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要があります。

(表) 経営継承に伴う届出等手続一覧

	旧経営者（親）の側の手続き	新経営者（子）の側の手続き
共通	個人事業の開廃業等届出書（廃業） 不動産所得がない場合：所得税の青色申告の 取りやめ届出書	個人事業の開廃業等届出書（開業） 所得税の青色申告承認申請書 専従者がいる場合：青色事業専従者給与に関 する届出書、源泉所得税の納期の特例の承認 に関する申請及び納期の特例適用者に係る納 期限の特例に関する届出書
贈与による ケース	暦年課税：不動産以外の農業用財産の贈与を 留保する旨の申出書（資猶34-A-4）	精算課税：相続時精算課税選択届出書
売買による ケース	[前年] 基準期間の課税売上高が5千万円以 下の場合：消費税簡易課税制度選択届出書 （第24号様式） 事業廃止届出書（第6号様式）	消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）
相続による ケース(注)	所得税準確定申告書 個人事業者の死亡届出書（第7号様式）	消費税課税事業者届出書（第3号様式） 相続・合併・分割等があったことにより課税 事業者となる場合の付表（第4号様式）

注. 相続の場合、旧経営者の側の手続きは、相続人である新経営者が行う。

また、事業譲渡する側が経営移譲する前年に「簡易課税制度選択届出書」を提出して譲渡する年に簡易課税が適用されると、みなし仕入率によって固定資産の譲渡にかかる消費税負担が40%に軽減されます。この場合、経営移譲はできるだけ年の始めに行うのが有利で、親の消費税負担よりも子の消費税還付額の方が多くなることもあります。なお、簡易課税を選択できるのは、前々年（基準期間）の課税売上高が5千万円以下の場合に限られます。

売買によって経営継承する場合、親には継承資産の譲渡にかかる消費税が通常の消費税に上乗せして発生します。

このため、子が融資を受けるなどして、少なくとも資産譲渡に係る消費税分の資金を確

保し、親に弁済する必要があります。買取資金のうち消費税納税に充当する以外の部分は分割払いでよいのですが、「ある時払いの催促なし」では、売買代金を贈与したと認定される恐れがありますので、口座振込などにより代金を定期的に弁済しておきます。

売買による場合、親から取得した資産であっても、中古資産を取得したものとして取り扱われます。この場合、取得価額や耐用年数、未償却残高を引き継がず、売買金額を取得価額及び未償却残高とするほか、中古資産の耐用年数を用いることになります。

今回は生前の経営継承に関してよくあるご質問とその回答をご紹介します。

参考図書のご案内

畜産経営者のための青色申告の手引き — 平成27年度制度改正対応 —

森 剛一・志渡 和男 共著



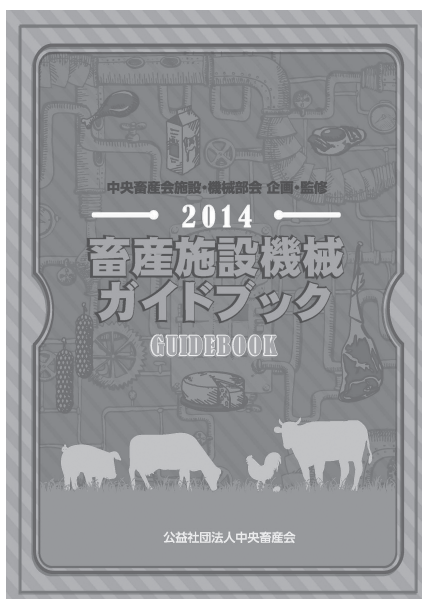
畜産経営の発展を図るためには、記帳に基づく経営管理の一層の改善および合理化が求められます。本書は、好評を博した平成15年版、18年版、20年版、22年版、25年版の改訂版で、各種奨励金・補てん金、肉用牛免税や共済金・共済掛金等の経理処理といった最新の事業制度にも対応。畜産経営者・経営指導者必携の一冊です。

【主な内容】

- 第1章 青色申告の制度
- 第2章 畜産経営の簿記記帳実務
- 第3章 決算と確定申告
- 第4章 事業継承と法人化の税務

畜産施設機械ガイドブック

中央畜産会施設・機械部会 企画・監修



わが国の畜産物は、畜産経営における生産性の向上、省力化、低コスト化の実現により安定供給を図ってきました。それを可能にしたのは、生産者とともに発展し技術革新してきた畜産施設・機械です。本書は中央畜産会の賛助会員である施設・機械部会の協力を得て、畜産経営を支える43社の施設・機械・器具・資材等を収録し、用途別に収録したものです。経営形態、目的、地域環境を踏まえた畜産施設・機械の導入を行う上で、大いに参考となる一冊です。

【主な内容】

- 第1章 飼料用施設・機械
- 第2章 牛用施設・機械・器具
- 第3章 豚用施設・機械・器具
- 第4章 家きん用施設・機械・器具
- 第5章 畜産環境・衛生対策用施設・機械・器具
- 第6章 畜産関係資材・その他
- 第7章 掲載会社一覧
- 索引

行政の窓

畜特資金借入者指導事業の強化等について

(平成28年度畜産特別資金等に関する担当者会議、平成27年度畜産特別資金融通事業に係る調査結果より)

(公社)中央畜産会

はじめに

畜特資金借入者の経営に対する改善方策が効果的に講じられるためには、適切な事業の推進体制の構築と「資金借入者指導の重点事項」を踏まえた実践が肝心です。実践においては、①畜特資金借り入れに至るまでの指導状況と、なぜそれが生かされなかったのかを把握、再認識する、②畜特資金への借り換えにより、生産者本人がどのように経営改善を図ろうとしているのか、また各関係機関はどのような改善指導を行おうとしているのかを具体的に整理する、③畜特資金借入者の経営実績とその原因を把握し、それに基づいた具体的な改善指導方策を策定する——ことが重要です。

これを効果的に実践するためには、指導現場でのマンパワーの確保が不可欠であり、本事業では平成28年度 of 取組計画の中で、指導者の強化もポイントの一つとしています。

本稿では、畜特資金等借入者指導事業の効率的な実施のためのポイントを、事業の推進体制、資金借入者指導の重点事項の観点からまとめ、最後に具体事例をいくつか紹介します。

事業の推進体制について

事業を効果的に実施するためには、以下のように指導体制を確立し、借入者の経営状況の定期的な把握を行い、それに基づき迅速なフォロー・支援を行う必要があります。

(1) 融資機関の指導体制の確立

指導事業の中心になるのは融資機関です。特にJAでは、融資部門・営農指導部門・経済部門等の関係部門の連携が不可欠ですが、連携が困難といった声もあります。理事者は対策者の「経営継続か否か」、「改善可能な経営か否か」を判断する重要な役割を担っていることをしっかり意識しなければなりません。理事者と職員の責任分担をしっかりとする必要があります。

畜特資金の融資実行、債権管理、財務管理指導および営農指導上の問題点は、融資機関段階で解決することが可能であり、また、解決するような体制の構築が重要です。

(2) 都道府県支援協議会の役割

地域の指導体制を確立するには、地元関係機関、とりわけ融資機関の指導体制確立への助言、支援が重要です。都道府県支援協議会(以下、「協議会」)は、構成員が各自の指導

力を十分に発揮し、的確かつ実効性のある改善指導がなされるよう支援・指導を行うことが重要です。また、広域合併等により指導力が低下した農協やスキルアップを目指している農協への支援、市中銀行等に指導事業の重要性を理解させるとともに、経営分析をサポートするなど、地域全体としての指導力向上のための取り組みも求められます。

資金借入者指導の重点事項



(1) 資金借入者の計画作成指導

畜特資金を初めて借り受ける場合の計画策

定では、多くの場合、借入者の経営情報が十分に得られていません。単に借入計画に記載された項目の情報だけではなく、情報を多面的に入手し、可能な限り詳細な検討を行う必要があります。

経営計画を策定する際には、過大とならない単価や数量を決定すること、増頭、規模等拡大を見込んだ計画でないことに留意する必要があります。

また、経営指導の目標設定では、収支管理を実施し、借入者の手元に現金が残るよう財務管理指導を行いましょう。



写真1 畜特資金借入者指導の様子



写真2 牛舎内で実際に牛を見ながらの指導も

（2）資金借入者の計画達成指導

多額の負債を抱えた資金借入者の改善指導は、単に経営面、経済面に留まらず、心理的な面からの指導も重要です。

家族経営においては経営と生活が一体化している場合がほとんどです。家族全員で意識を共有し、農業経営の改善と生活改善を同時に行う必要があります。

また、畜産経営では生産の主役が家畜であることを忘れてはいけません。人（経営者、指導者）はその家畜が最も望ましい環境下で生産活動が行えるよう努める必要があります。

す。このためには、生産の現場指導が最重要です。

畜産融資は、①証書等による借入金、営農貸越、②飼料、もと畜代金の買掛金、③預託家畜勘定等の未清算金、の3つに大きく分類されます。この3つの合計が総負債となりますが、この3つの合計残高を常に把握できる体制をとることが重要です。

（3）研修および有識者等の派遣による指導力の強化と確保

協議会の役割の一つとして、融資機関はじめ地域における指導担当者を対象とした研修

会を実施し、指導支援能力の向上を図ることがあります。他地域との経営交流活動を行う等、優良事例の分析や指導実戦経験の豊富な人からそのノウハウを学ぶ等、指導現場における課題の解決につながるよう、研修等の機会を設けるのが望ましいです。

また、マンパワーの確保も重要な課題の一つです。都道府県下0Bの再雇用など、知識や指導経験の豊富な人を再雇用するなど、体制整備を進める必要があります

実際の指導の状況 (課題とその解決策)



(1) A県

A県では、融資機関（営農部）が主体となり、融資機関（営農部、金融部）、県振興局、借入者を参集した地域検討会を毎月開催しています。また、融資機関が月次データ（収支、技術データ）を元に改善状況の進捗管理、問題点・課題の抽出を行い、改善策の検討を行います。

課題となっていたのは、融資を行う総合農協、指導を担当する専門農協（酪農協、全開連など）がそれぞれの立場で指導を行っているため、借入者の経営改善状況、進捗状況等をタイムリーに把握しづらいことでした。

そこで、A県では融資機関の担当者と専門農協を参集し、借入者に対する支援指導の内容について双方が認識できるよう、相互に説明を行い、地域指導班の指導体制、指導内容を再度見直すとともに、地域指導班会議と現地指導を定期的に行うようにしました。

(2) B県

B県では、JA参事等をトップとして、午前中に問題のある農家を関係機関とともに定期的に巡回指導を行っています。巡回後には会議室で個々の農家について、全員からよい面、悪い面を聞き取り、問題点や改善点を集約、次回の巡回時に農家に伝達しています。

しかし、融資部門と畜産部門の連携が不十分で、農家指導が技術部門だけに偏り、経営部門の把握、指導の不足が課題となっていました。また、経営改善対策事業対象農家への指導は定期的に行われていましたが、その他の借入者の経営指導が不足していました。

そこで、B県ではまず融資機関内部の融資部門と畜産部門が連携し、すべての借入者に対し定期的な巡回指導や、経営検討会を実施。さらに特に問題のある農家については融資機関内部で十分に協議、検討し、併せて地域の関係機関・団体を交えて今後の取り組みに対する方針・方向性を定めることにしました。この際の基本的なスタンスは、県支援協議会等と改善・支援策などを検討することです。

おわりに



先般、経営改善計画書・モニタリングエクセルシステムを改良し、経営改善計画書の入力・出力期間がこれまでの5年から10年に延長しました。このほかにも、計画審査シートをシステム内で入力できるようにしたり、計画書を印刷する際の印刷プレビューを追加したりと、使い勝手を向上させました。より効果的な指導のために、これらをご活用ください。

お知らせ

各種補填金・交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)の補填金単価について〔平成28年1・2・3月分〕

平成28年1・2・3月に販売された交付対象牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成25年4月1日付け24農畜機第5478号）第6の補填金単価（確定値）については、下記のとおりです。

なお、平成28年1・2月に販売された交付対象牛に適用する同要綱附則9の精算払の額については、下記の確定値と概算払の補填金単価の差額となります。

記

(表1) 全国

販売月	肉専用種 (地域算定県を除く)	交雑種	乳用種
平成28年1月確定値 (概算払)	— (—)	— (—)	1,100円 (—)
2月確定値 (概算払)	— (—)	— (—)	10,500円 (6,500円)
3月確定値	—	—	17,500円

(表2) 地域算定県（肉専用種）※

販売月	広島県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	鹿児島県
平成28年1月確定値 (概算払)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
2月確定値 (概算払)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
3月確定値	—	—	—	—	—	—	—

※ 各県の算定結果です。

注1：牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウム検出に関する緊急対応策のうち肥育経営の支援対策（特例措置）として、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の平成23年度第2四半期以降の補填金について、月毎に支払う方式としています。

注2：平成26年度より、四半期の最終月以外に販売された交付対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととしています。精算払については、四半期の最終月の補填金交付とあわせて行います。

注3：概算払は、配合飼料価格安定制度の当該四半期の補填金がないと仮定して計算した額より4,000円/頭を控除した額としています。ただし、控除した額が1,000円/頭未満の場合は概算払を行いません。なお、配合飼料価格安定制度の補填状況については、下記のホームページをご参照ください。

一般社団法人全国配合飼料供給安定基金 (<http://www.esakikin.or.jp/new.html>)

一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金 (<http://www.tikusankikin.com/hotenkin/index.html#01>)

一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金 (<http://www.zennikki.or.jp/>)

注4：補填金交付額に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価を減額することがあります。

注5：生産コストには物財費及び労働費等に加え、平成25年7月分からと畜経費を算入しています。

注6：平成26年4月分から、消費税抜きで算定しています。

2. 肉用子牛の平均売買価格及び生産者補給金交付単価〔平成27年度第4四半期〕

農林水産省は、平成28年4月20日官報で、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づく肉用子牛生産者補給金制度の平成27年度第4四半期（平成28年1月から3月まで）の平均売買価格及び補給金単価を表3の通り公表しました。

（表3）肉用子牛の平均売買価格及び補給金単価

単位：円／頭

		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格		332,000	303,000	217,000	130,000	199,000
合理化目標価格		277,000	255,000	147,000	88,000	144,000
27年度 第4四半期	平均売買価格	768,500	691,200	478,200	239,300	392,200
	補給金単価	—	—	—	—	—

3. 肉用牛繁殖経営支援事業に係る四半期別品種区分別支援交付金単価〔平成27年度第4四半期〕

（独）農畜産業振興機構は、平成27年度第4四半期における販売又は自家保留された肉用子牛に係る肉用牛繁殖経営支援事業実施要綱第3の4の(1)に規定する支援交付金の単価を表4の通り公表しました。

（表4）肉用子牛の平均売買価格及び支援交付金単価

単位：円／頭

区 分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種
①保証基準価格	332,000	303,000	217,000
②27年度第4四半期平均売買価格	768,500	691,200	478,200
③発動基準	420,000	380,000	280,000
④支援交付金単価 (③－② (②<①の場合は①))×3/4	—	—	—

注：100円未満切り捨て

4. 養豚経営安定対策事業の養豚補填金単価〔平成27年度第1・2・3・4四半期〕

（独）農畜産業振興機構は、平成27年度第1・2・3・4四半期に販売された交付対象の事業対象肉豚に適用する養豚経営安定対策事業実施要綱第4の2の(7)の(ア)の養豚補填金単価を表5の通り公表しました。

（表5）養豚補填金単価の算定

単位：円／頭

平均粗収益	(A)	37,655
平均生産コスト	(B)	34,663
差額	(C)=(A)－(B)	2,992
補填金単価	(C)×0.8 (注)	(A)>(B) 補填なし

注1：100円未満の場合、補填金単価を設定しない。10円未満切り捨て。

注2：平成26年度第1四半期分から、消費税抜きで算定しています。

あいであ & アイデア

省力化のための自作餌寄せ機械について

道東あさひ農業協同組合 小島 友喜

自作餌寄せ機械

乳牛の飼養管理において、日々の給餌やエサ押しは重要な作業で、常に牛の目の前に必要なエサが途切れることなく置かれている環境が求められており、結果として、生産乳量にも影響を及ぼすことになります。

この作業は、乾物摂取量の増加や乳量アップに対し大きく影響を与えるもので、多くの生産者は1日の中で当たり前の作業として時間を決め、複数回行っています。

今では、自動給餌機等による頻回給餌を取り入れている農家も増えてきているものの、人が手作業でスクレーパーを押してエサを寄せている生産者も未だ多くいるのが実態です。

しかし、人力でサイレージなど重いエサを押していくのは、作業負担が大きいことから、本稿では小型タイヤショベルのマニアホークの爪に取り付ける作業機を製作しエサ寄せ作業の省力化を図っている事例を紹介します。

製作方法

材料は排土板2枚（高さ約40cm、長さ2m程度）を使いました。これをV字につなぎ合わせ、つなぎ目に鉄筋等を組み合わせて補強します。この際、通路幅にもよりますが、V字の幅の上限はタイヤショベルのタイヤ幅程度です。



鉄筋などで補強
マニアホークの爪
下に忍ばせ持上げる



溶接作業は鉄工所に依頼しました。

製作費は、材料費、鉄工所への支払いを含めて10万円程です。

鉄工所の規模にもよりますが、完成には一ヵ月ほどかかりました。

排土板上部に取り付けた金属製の筒は、マニアホークが簡単に出し入れできる大きさです。

使用方法

排土板上部に取り付けた金属製の筒の両端にマニアホークの爪を差し込んで完成です。

先端を左右に振りながら走行することで、スムーズにエサを寄せることができます。特に、サイレージなど重たいエサを寄せるときには重宝しています。

使い始めは、牛がおびえることもありましたが、数日で慣れ、乳量等への大きな影響はありませんでした。



従来のエサ押し資材
スクレーパー



マニアホークの
爪の差し込み口



現在のエサ押し機械
※マニアホークの爪を差し込む

考案者の感想

機械を製作するまでは、スクレーパーを使い手作業でエサ寄せ作業を行っていましたが、今から15年ほど前に牧草を細かく切断中、誤って機械に巻き込まれ左腕を切断する事故に見舞われました。以来、右腕だけで全ての作業を行うこととなりました。考案者の牛舎は対頭式のつなぎ牛舎で、長さ80mほど。それまで右手ひとつでスクレーパーを押してエサ押し作業を行っており10分ほど掛っていましたが、この機械で走ると1、2分ほどでできるようになりました。エサ押し作業を機械化したことで、大幅に時間短縮となり体力的にもかなり楽になったそうです。

(筆者：道東あさひ農業協同組合営農部)